

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	広島県 府中町

府中町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 府中町町民生活部環境課環境保全係
所在地 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
電話番号 082-286-3244
FAX 番号 082-284-7111
メールアドレス kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、サル、イタチ、タヌキ、アナグマ、ヌートリア、テン、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	府中町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜、水稻等	把握していないが実態あり
シカ	林産物、野菜等	把握していないが実態あり
カラス	林産物、野菜等	把握していないが実態あり
サル	野菜、水稻等	把握していないが目撃例あり
その他獣類	野菜、水稻等	把握していないが実態あり

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ、シカの被害の実態は把握していない。市街地での目撃例は横ばいの傾向にある。</p> <p>イタチ等のその他の獣類に関しては、目撃例は横ばいの傾向であるが、自宅敷地内に入り込んでいる等の相談は寄せられている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	—	被害なし
シカ	—	被害なし
カラス	—	被害なし
サル	—	被害なし
その他獣類	—	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	令和3年度まで猟友会を捕獲班として、銃器やわなを用いた捕獲活動を実施。令和4年度より箱わなのみを使用した業者委託による捕獲に変更した。	業者委託に変更した結果、大幅に捕獲頭数が増え、大きな成果を得られている。今後も委託を継続する方針であるが、委託先が限られているため、委託先の育成、確保が必要。また、より効果的に被害を防ぐため、箱わなの設置場所や設置台数について随時検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農地に設置する有害獣の防除施設の設置に補助金を支給している。令和5年度から令和7年度にかけて2件の補助を行った。	補助の申請数が少ないため、有害鳥獣の被害を受ける町民が防除施設の設置を検討できるよう、補助事業の町民への周知・啓発を継続して行う。
生息環境管理その他取組	個々の宅地内や農地等への被害に対して、鳥獣の習性や対策方法のアドバイス、小動物用の小型箱わなを貸与。	緩衝帯の役割として効果的な山林の間伐等の計画的な実施や個々の現地における対策指導の強化。

(5) 今後の取組方針

<p>(有害捕獲)</p> <p>イノシシ・シカについては、業者委託により箱わな（感知カメラを用いた）捕獲活動を継続する。</p> <p>その他獣類については、小動物用の小型箱わなを貸与するなどして被害防止を継続実施する。</p> <p>(被害防除)</p> <p>防護柵の設置補助について、特に被害の予想される地区を中心に周知及び啓発を行う。</p> <p>(生息環境管理)</p> <p>林地の間伐等を実施することにより、鳥獣が人里に入りにくい環境を整備する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○実施隊

- ・ 町長が任命する町職員で構成し、町長の指示を受け、鳥獣による被害防止対策を実施。捕獲班への指示・命令を行う。

○捕獲班

- ・ 委託業者により構成し、実施隊では行えない資格を有する作業等を請け負う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ カラス サル その他獣類	・ 感知カメラを活用し効果的な捕獲を行う。 ・ 町民からの目撃情報や設置要望等に基づき、箱わなを随時効果の上がる場所に移動。 ・ 町民には小動物用の小型箱わなを貸与。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

広島県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

【イノシシ】

捕獲数は、令和4年度86頭、令和5年度53頭、令和6年度33頭である。令和6年度では捕獲頭数が減少しているが、令和7年度では捕獲頭数が60頭を超える見込みであるため、現在の捕獲計画数100頭を維持する。

【シカ】

捕獲数は、令和4年度37頭、令和5年度47頭、令和6年度91頭である。令和6年度から捕獲頭数が増加しており、令和7年度も捕獲頭数が80頭を超える見込みであるため、現在の捕獲計画数120頭を維持する。

【カラス、サルおよびその他獣類】

目撃情報や生活環境の被害を鑑み、捕獲計画数はそれぞれ5頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
シカ	120頭	120頭	120頭
カラス	5羽	5羽	5羽
サル	5頭	5頭	5頭
その他獣類	それぞれ5頭	それぞれ5頭	それぞれ5頭

捕獲等の取組内容
箱わなにより捕獲を実施する。 実施場所は北部の山間部を重点的に町内一円とし、通年実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	町補助事業 防除用施設設置経 費の1/2 限度額 30,000 円	町補助事業 防除用施設設置経 費の1/2 限度額 30,000 円	町補助事業 防除用施設設置経 費の1/2 限度額 30,000 円

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	・個人による管理 ・啓発活動	・個人による管理 ・啓発活動	・個人による管理 ・啓発活動

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ	緩衝帯の役割として効果的な山林の間伐等の計画的な実施。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
府中町（環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の安全確保。 ・ 市街地等に出没し町民に危害を及ぼし又は危害を及ぼす恐れがある場合は(2)により連絡、出動する。 ・ 府中町有害鳥獣捕獲班への出動要請 ・ 山野に追い払うか、又はその場で捕獲するか等、捕獲方法について関係機関が現場で協議する。
府中町有害鳥獣捕獲班	・ 府中町又は警察の指示による捕獲等の実施
広島県西部農林水産事務所 林務第一課	・ 有害鳥獣の情報交換及び連携
広島県環境県民局自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の情報交換及び連携 ・ 広島県動物愛護センターへの出動要請
広島県動物愛護センター	・ 麻酔薬の使用による鳥獣の行動制圧
広島県東警察署	・ 町民の安全確保、不測の緊急時における対応

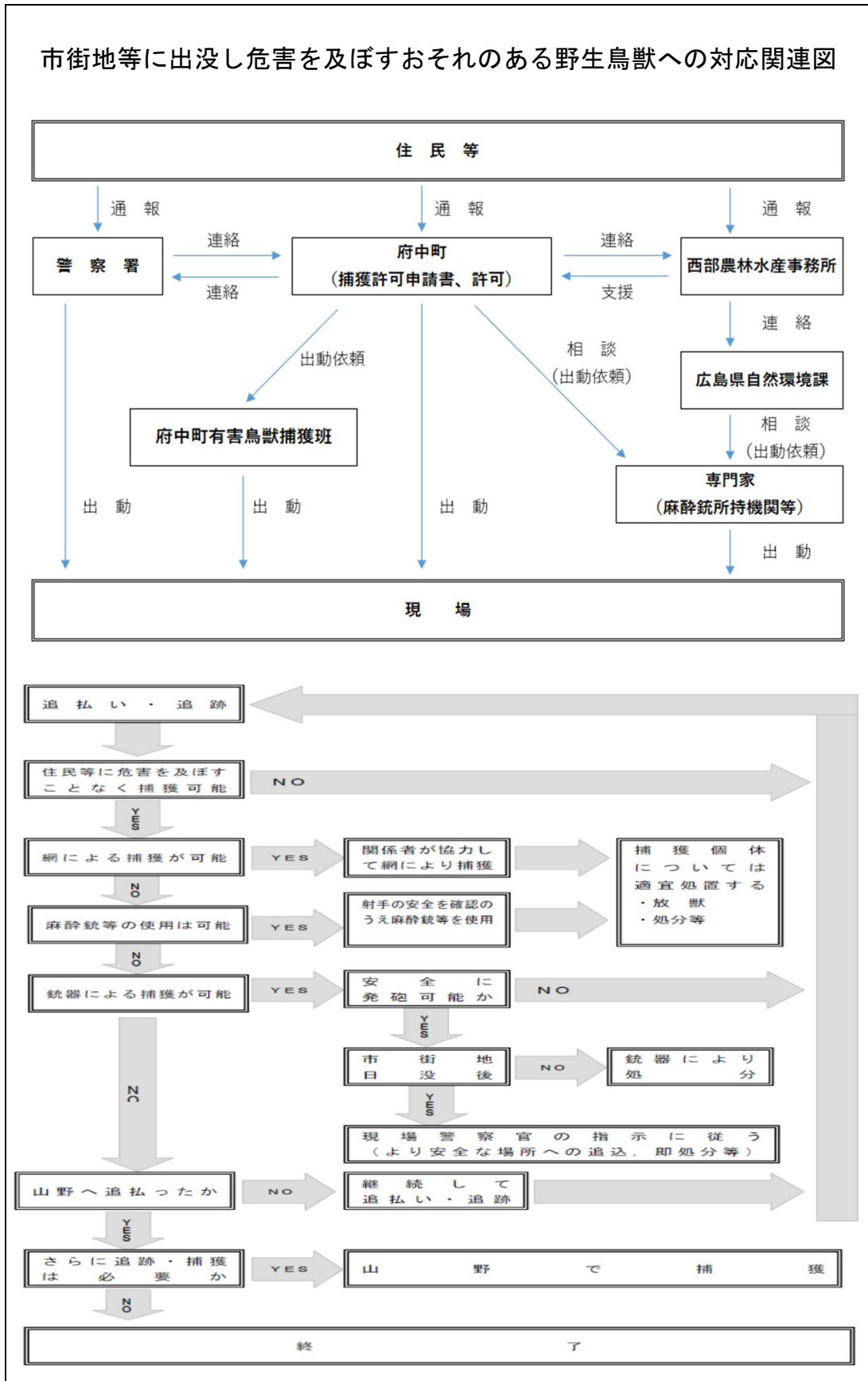
(2) 緊急時の連絡体制

- 1 住民から野生鳥獣が市街地に出没し住民に危害を及ぼし又は危害を及ぼす恐れがある旨通報を受けた機関は、下の関連図により連絡、出動する。
- 2 野生鳥獣を山野に追い出すか、又はその場で捕獲するか等、捕獲方法について関係機関が現場において協議する。
- 3 野生鳥獣を捕獲する必要がある場合は、町長が府中町有害鳥獣捕獲班に出動を依頼する。

注：なお、当該機関は必要ある場合、西部農林水産事務所に措置の協議をする。

ツキノワグマが出没した場合の対応については、府中町緊急銃猟対応マニュアルに基づき、広島県と協力して対応する。

(3) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、原則、生態系に影響しないような適切な方法で埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用しない。
ペットフード	利用しない。
皮革	利用しない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、 学術研究等)	利用しない。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	府中町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
府中町 町民生活部 環境課 環境保全係	施策の立案、施策の実施指導、 被害実態調査
府中町農業会議	農作物等の被害対策に関する町との協議
府中町有害鳥獣捕獲班	捕獲の実施(箱わな)・殺処分・埋却

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県西部農林水産事務所 林務第一課 自然保護係 農村振興課 産地推進係	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の隊員は、府中町職員のうちから町長が任命する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣との遭遇時の適切な対応方法や市街地に近づけない対策について、普及啓発を行う。